

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 これにて内閣総理大臣出席のものと質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。（発言する者あり）

質疑を続行いたします。階猛君。（階委員「時計をとめてください」と呼ぶ）階猛君。（発言する者あり）

質疑を続行します。階君。（発言する者あり）
充実した審議のために今時間をとっていますから、どうぞ審議をお願いします。（発言する者あり）

質疑の時間でありますから、どうぞ質疑を続行してください。時間をとっていますから、その間は質疑をしましょう。（発言する者あり）

階猛君、質疑を続行してください。（発言する者あり）
質疑を続行します。階猛君。

○階委員 冒頭、委員長にまず抗議を申し上げます。

今回のような職権で政府参考人の出席を認められた事例というのは過去にない、衆議院規則にもないというふう聞いております。こういうあり方は極めて問題だと思えます。（発言する者あり）
静かにしてください。

そこで、大臣にもお尋ねします。
大臣は基本法を所管しておられます。憲法六十三條、どのような条文か、知っていますか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをいたします。
知っているつもりであります。

○階委員 どういう趣旨の条文ですか。知っているんだったら、おっしゃってください。

○金田国務大臣 国務大臣の一人として承知をしているわけでありますが、憲法六十三條の中には、議院から、議院、衆議院から答弁や説明を求められた場合に国会に出席する義務を定めたものと承知をしております。

○階委員 「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならぬ。」というところで、我々は答弁を求めて出席してもらっているわけです。それにもかかわらず、自分が答弁されないという事は、職責放棄ですよ。

○金田国務大臣 その点について意見を求められましたので答弁を申し上げますが、私は答弁を、誠意を持って、これまででもずっとこの委員会において努めて、やってきたつもりであります。答弁に努めてきたつもりであります。

○階委員 大臣には極めてゆゆしき問題が二月六日にありました。繰り返しますけれども、予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑についてという文書を出したわけです。これを撤回された。そして、撤回するに当たって、私どもからもちやんと、この文書を撤回するということは、今後は、政府参考人の有無にかかわらず、我々の質問に対して大臣はきちんと答えられるという理解でよいかということ、私も二月の二十三日、予算委員会の分科会で質問しました。それに対して、ちゃんと対応するというふうに答えておられますよね。違いますか、大臣。

○金田国務大臣 その点について階委員にお答えをいたします。

私は誠意を持って、そのとおりに努めているつもりであります。答弁は努めております。

ただし、私の思いを、あの紙を出したときのお話をお出しになりましたので、私はそのことにつきまして……（階委員「いいですよ、そこは聞いていません。時間がもったいない。聞いていません」と呼ぶ）関連があります。それは、それを言わなければ、聞いていらっしやる方がわからない。だから、申し上げているんです。

だから、それについて三点申し上げた、あのときは。しかし、それは、それまでの予算委員会の審議の中で私がるる申し上げてきた内容であります。（階委員「あなたの頭脳では対応できないんじゃないですか。頭脳では対応できないということ、それを言っているんだ」と呼ぶ）その話は今回の御指摘にかかわることだから申し上げているんです。

かかわることだから申し上げているんです。（階委員「じゃ、こつちも言いますよ。頭脳では対応できないということを言いますよ、私も。それを言うなら」と呼ぶ）いや、そういうふうに見るかどうかは先生の方の御判断でしょう。（発言する者あり）

○鈴木委員長 静粛にお願いします。

○金田国務大臣 私が申し上げているのは、成案ができるまではなかなか、いろいろな議論がありますから、一定しない。その説明をするのは、成案ができたときに説明をするんだという点が一点。

それから、私たちの議論を深める、この問題が重要な課題であるとするならば、この議論を深める、深めるためにはどういう努力が必要かというときに、私一人でお答えするのに加えて、全員で全力を挙げて議論をしていくためには、私どもの、要するに、例えば捜査実務とかいろいろなことに詳しい方を呼んで、責任者を呼んでその意見や答弁を聞いてもらうことも必要だということを入れてあります。

そういうことをしたためた紙を申し上げたわけでありまして、私は、きょう問題になっておりますことに對しましては、誠意を持って今答えを申し上げているつもりであります。

○階委員 全然関係ないことを答えていますよ。

私の質問は、政府参考人の有無にかかわらず、大臣がきちんと答弁できるかということに対して、大臣は答弁しますという答えだったんですよ。（金田国務大臣「いや、答弁しているつもりです」と呼ぶ）

では、これからも大臣は、政府参考人を、私が指名したら別ですよ、私が指名しない場合は、きちんと大臣、自分で答えてください。よろしいですね。（発言する者あり）

○鈴木委員長 委員長で判断します。

金田法務大臣。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に對しましては、委員会における議事というものは委員長が整理するものと承知をいたしております。それにつとめて答弁を行うべきものと考えておりますことを申し上げます。

○階委員 ただし、私は、政府参考人を今回も呼んでおりませんし、大臣に基本的なことを聞きたい。それを私が申し上げるのは、指摘しましたとおり、二月の二十三日で、政府参考人の有無にかかわらず答弁しますと答えているからですよ。撤回ですか。あれはうそだったということになるわけですか。

大臣、御自身の言ったことですよ、責任を持つてください。責任を持たないんだったら大臣の資格はないですよ。自分で答えてください、基本的なことしか聞かないんだから。

○金田国務大臣 先ほども申し上げましたが、委員会における議事というのは委員長が整理するものと承知をしております。したがって、それにつとめて、私は、必要な部分の答弁に努力をしていきたい、こういうふうと考えております。

○階委員 ただし、委員長の議事整理権も、憲法六十三条のものでものと理解します。説明を求める権利はこちらにあります。求める権利はこ

ちらにあつて、それを履行するために大臣は出席しているわけだから、大臣は、説明を求められたら答える義務があるんです。これは憲法の当然の帰結ですよ。こんなことも知らないでよく法務大臣が務まるなど、私は先ほどの答弁を聞いていて感じました。

私は二月のこの分科会での答弁を前提にして質問しますから、もし関係のないところで政府参考人が出てきたら私は質疑はできないと思っておりますので、委員長、よろしくお願いします。よろしいですか。

○鈴木委員長 続行してください。

○階委員 おととい、決算行政監視委員会で、私は総理に尋ねたんですね。今回の法案は従来の共謀罪法案で問題となった部分を改善したのかという問いに対して、総理は、はっきりした答えがなかったんですけれども、正確には法務大臣に答弁させますということをおっしゃっていました。

そこで、法務大臣に正確な答弁を求めます。今回の法案は、従来の共謀罪法案で問題となった部分を改善したものと理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 ただいまの質問に對しては、いた

します。かつて政府が提出しました法案における組織的な犯罪の共謀罪というのは、国会審議等において、正当な活動を行う団体も対象となるのではないかと、あるいは対象犯罪の数が多過ぎる、あるいは内心が処罰されることとなるといったような不安や懸念が示されたと思えます。

これらの指摘を重く受けとめて真摯に検討を重ねた結果、今回提出した法案のテロ等準備罪におきましては……（階委員「結論だけ言ってくさいよ。時間がもったいない」と呼ぶ）対象となる団体を明文で組織的犯罪集団に限定することによって、一般の会社や市民団体、労働組合などの正当な活動を行っている団体が適用対象となることはあり得ない……（階委員「改善したのかどうかと聞いているんですよ。イエスカノーかでお答えください」と呼ぶ）そういうことで一層明確にいたしました。（階委員「同じことを何回も言っている。繰り返しは要らないです」と呼ぶ）

それから、先ほど申し上げた二点目は、対象犯罪についても、長期四年以上の懲役、禁錮を定める罪のうち、組織的犯罪集団が実行を計画する……（階委員「ちよつと長過ぎる。質問に答えていない。質問に直接答えてくださいよ。そんなこと聞いていないよ。結論を答えてくださいよ」と呼ぶ）ちよつと、質問者の質問に私は答えているつもりで申し上げています。（階委員「イエスカノーかでお答えればいい話でしょう」と呼ぶ）組織的犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定されるものをリスト化し、対象犯罪を明確化したしました。

それから三つ目は、また、犯罪の計画行為だけでは処罰されず、実行準備行為があつて初めて処罰の対象とすることによりまして、内心を処罰するものではないことについても一層明確にするるとともに、処罰範囲も限定をしているのであります。このように、テロ等準備罪というのは、犯罪の

主体、その対象犯罪、処罰対象となる行為のいずれについても、法文上、今回は明確に限定をすることによりまして、国民のかつてありました不安や懸念を払拭する内容となつておりますことから共謀したことで処罰されることとされておりましたかつての共謀罪とは大きく異なるものと受けとめております。

○階委員 いや、異なるかどうかじゃなくて、改善されたのかと聞いているんですよ。結論だけ答えてください。

○金田国務大臣 不安や懸念を払拭し、そういう意見に対して結果としてお応えした内容になつた、このように考えております。

○階委員 では、従来の法案は不安や懸念があつたので問題があつた。つまり、それを改善するものだというのでいいんですよ。

いいですね、大臣。確認です。結論だけでいいです。

○金田国務大臣 国会の議論の中で不安や懸念があつたということをお申し上げしました。したがつて、その不安や懸念を払拭する内容となつたというふうに私は受けとめております。

過去の法案においても厳格な要件によつて処罰範囲が十分に限定されていたということは考えているわけでありませぬ。

○階委員 では、仮に、この審議の中で不安や懸念がなお残るといふことであれば、この法案は撤回せざるを得ないということになりますか。どうですか、大臣。

○金田国務大臣 先ほど申し上げました。一層明

確になつた、不安や懸念を払拭することができたということが一層明確になつたということは、申し上げたとおりであります。

○階委員 だから、それが、実は、皆さんはそうおっしゃるけれども、審議の中でやはり不安や懸念が払拭されないということが明らかになつたら、これはもう法案は撤回せざるを得ないですよ。

だって、従来の法案はそういう理由で出し直していいんですよ。出し直せないというものが、同じ理由で不安や懸念があつたとしたら、やはり今回も成立させられないでしょう、撤回せざるを得ないでしょう。大臣、違いますか。

○金田国務大臣 お答えをいたします。

この法務委員会において実りある深い議論が行われることを期待いたしております。

したがいまして、その中の議論を経て、またいろいろと先生からも御指摘があるのかな、こういうふうに思いながら、今聞いておりました。

○階委員 今、含みを持たせた御発言だったと私は受けとめました。

やはり、不安や懸念が審議の中であつたら、これは検討せざるを得ないということです。（発言する者あり）いや、そういう趣旨でお答えになっていました。

○鈴木委員長 御静粛に願います。

○階委員 そこで、まず主体、犯罪の主体についてですけども、組織的犯罪集団という概念は、従来の政府案ではありませんでした。今回ではこの概念が新たに設けられましたけれども、総理大臣はおとこの答弁で、従来のものにおいても、

いわば犯罪を結社の目的とする組織的な組織に限る、原文のまま読んでいますけれども、組織的な組織に限る事実上のオプシオンをとってきたということを答弁されてきました。

だから、今回は、それを明示的に書いたものだという事なので、結局、組織的犯罪集団という概念がない従来の共謀罪法案でも、犯罪が成立した主体の範囲は今回の法案と同じではないかと考えますが、確認ですけれども、大臣、それでいいですね。結論だけ。結論だけでいいですよ、総理が言ったことだから。

○鈴木委員長 まず、法務省林刑事局長。（階委員「ちよつと待って、総理が言ったことだから。ちよつと待ってくださいよ、それは違うでしょう」と呼ぶ）その後で、まずそのまま……

○林政府参考人 かつての法案と今回の法案についての考え方、両者の、かつての法案と今回の法案、これについて、組織的な犯罪についての合意を処罰するという点においては、基本的にはその考え方は同じでございます。

しかしながら、かつては、それを解釈によって、団体のうち犯罪行為を行うことが共同の目的に沿うものに限定しておりました。今回は、同じように、組織的な犯罪の合意というものを絞るのに、明文によりまして、団体のうち、犯罪行為を行う目的とする組織的犯罪集団に適用対象を明文をもって限定したところに異なる点がございます。

○金田国務大臣 かつての組織的な犯罪の共謀罪の適用対象は、解釈によって、組織的犯罪処罰法上の団体のうち、犯罪行為を行うことが共同の目

的に沿うものに限定しておりました。それから、これに対して、テロ等準備罪は、法律の明文によって、団体のうち、犯罪行為を行うことを目的とする組織的犯罪集団に適用対象を限定したものであります。

その基本的な考え方は異なるものではありませんが、テロ等準備罪は、解釈ではなく、法律の明文で適用対象となる団体を限定した点で、かつての共謀罪とは重要な違いがあると考えております。○階委員 条文で明確化したということは、改善と言えは言えるかもしれませんが、内容においては従来と変わっていない、内容においては特に改善ということではないという理解でいいですね。イエスカノーで、大臣、お答えください。

大臣、今言ったことの確認ですよ。何でそんなに答えられないんですか。自分の言葉で答えてください。

○金田国務大臣 死刑または無期もしくは四年以上の罪、そういう限定で考えております。（階委員「何を言っているんですか、全然答えていませんよ。答えていません、今の。ちよつと、全然答えになつていないですよ。質問をわかっている。時間をとめてください」と呼ぶ）

○鈴木委員長 時計をとめてください。ちよつと整理してください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

金田法務大臣。

○金田国務大臣 長期四年以上の罪の実行を行う、その団体に限定をしているわけでありませぬ。

○階委員 今の説明は意味がわからないので、もうちよつと説明してほしいのですが。その前の答弁では、解釈で行われていたものを明文化したという話だったわけですよ。明文化したということにとどまるならば、内容は従来と変わっていない。だから、内容面においては従来と変わっていない。だろつとということを描きました。それでよろしいですか。内容面において変わっていないかどうか、イエスカノーで答えてください。

○金田国務大臣 組織的犯罪処罰法上の団体について、犯罪を目的とする団体に限定しようとするものであって、基本的に同一ではありません。

しかしながら、テロ等準備罪は、解釈ではなくて法律の明文で適用対象となる団体を限定した点で、かつての共謀罪とは重要な違いがある、このように考えております。

○階委員 だからそれを、何度も確認しますけれども、今回、組織的犯罪集団という概念が新たに設けられましたけれども、それは今まで解釈で行われていたものを明文化しただけであつて、内容は従来の政府案と変わっていない、犯罪の成立主体は変わっていないという理解でいいかということを繰り返して聞いています。結論だけいいんです。この話は、もう今の答弁から、論理的に言えばそうなると思えますけれども、違いますか、大臣、お答えください。

○金田国務大臣 先ほど申し上げましたように、犯罪を目的とする団体に限定しようとするもの、基本的に同一であります。しかしながら、テロ等準備罪は、解釈ではなくて法律の明文で限定した

点におきまして重要な違いがあると考えております。

このことによつて、かつての共謀罪に対して示された一般の団体まで適用対象となるのではないかとといった不安や懸念を払拭し得るものと考えております。（階委員「いや、だから、答えていませんよ。内容は変わっていないかという問いです。答えてください。ちよつと、とめてください。早く答弁してください。内容は変わっていないかどうか、早く答弁してください。同じことを何回も聞かせるな」と呼ぶ）

法務委員会では、同じことを聞かれて同じことを答弁することが多い、このように私は、過去の経験上もいろいろとあります。でも、このケースは同じ答弁になります。（階委員「なぜですか」と呼ぶ）

以上、さつき申し上げたことによりまして、かつての共謀罪に対して示された一般の団体まで適用対象となるのではないかといった不安や懸念を払拭し得るものと考えている部分が違うわけであります。（階委員「答えていない」と呼ぶ）答えています。（階委員「同じことの繰り返しです。重要なんです。これを答弁に残すことが大事。とめてください」と呼ぶ）

○鈴木委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

金田法務大臣、再度お願いします。（階委員「端的に答えてください」と呼ぶ）

○金田国務大臣 端的に答えているつもりであり

ますが、もう一度申し上げます。

かつての共謀罪に対して示された一般の団体まで適用対象となるのではないかといった不安や懸念を払拭し得るものと考えておりますから、この点が変わっていることでもあります。

○階委員 それを明文化することで懸念や不安を払拭するということを先ほど来おっしゃっているわけですが、結局、明文化したということであつて、内容的には従来とは変わっていないということですよ。確認まで聞いています。

今の大臣のお言葉からすると、変わっていませんというのが論理的な帰結だと私は考えますが、そうではありませんか。私の考えと違うのであれば、そうおっしゃっていただければいいですし、そのとおりというのであれば、そのとおりだとおっしゃっていただければいいですし、これ以上時間を浪費するわけにはいきませんので、端的にお答えください。

○金田国務大臣 同じことになるんですが、法文上、明確にしたということではありません。

○階委員 だから、それは変わっていないということですよ。内容は変わっていないということですよ。内容は変わっていないということではないですか。

○金田国務大臣 これを変わっていると受けとめるか、変わっていないと受けとめるかの考え方につきましては、私のお答えが委員が期待されているそれとは違っているのかもしれませんが、私としては、その変わっている部分は申し上げた

点でありまして、委員の御質問にはきちんと答えているつもりであります。

○階委員 だから、解釈上は今までも組織的犯罪集団に限るとというのが政府の考え方だったんだけど、それを明文化しましたよ、だから内容においては変わっていませんよということをおっしゃっていただければ、それでいいんですよ。別に、今の大臣の答弁と私は何ら矛盾していることを言っているつもりはありませんし、内容自体は従来政府案で解釈でやられていたものを明文化しただけであつて、内容的には変わっていないということだと思えますが、違いますか。

○金田国務大臣 お答えをいたします。

これまで答弁を申し上げたとおりであります。（階委員「期待どおりじゃなくて、私の考えがどうかと聞いているだけです。とめてください」と呼ぶ）

○鈴木委員長 階君、続行してください。

○階委員 何で、これで、内容は今までと同じですと答えられないんですか。だって、総理はそう言っていましたよ。総理とは違うんですか。総理は従来もそういう考え方だったということを言っていましたよ。総理はそこは同じだということは認めていましたよ。法務大臣、同じでいいんですよ、内容的には。どうですか、大臣、総理と違うんですか。

○金田国務大臣 今までお答えしたとおりなんですけれども、そこまでおっしゃっていたら、申し上げられるといたしますと、両者の基本的な考え方というのは異なるものではないんですけれども、

ども、テロ等準備罪は、解釈ではなく法律の明文で適用対象になる団体を限定した点で、かつての共謀罪とは大きな重要な違いがあると考えているということであります。

○階委員 だから、明文化したということだけが違いであって、内容的には変わりがないという帰結になると思うんですが、それでいいですよ、ねと確認しています。大臣、いかがですか。

○金田国務大臣 答弁を申し上げたとおりでありませぬ。（階委員「答えていないですよ。答えていないですよ、私の問いには。とめてください。今のはとめてください。とめてください。大事なところなんだから。入り口のところなんだから」と呼ぶ）（発言する者あり）

○鈴木委員長 金田法務大臣、再度答弁をお願いします。

○金田国務大臣 非常にデリケートな部分の議論になってると思いません。

かつての組織的な犯罪の共謀罪の適用対象については、解釈により、組織的犯罪処罰法上の団体のうち、犯罪行為を行うことがその共同の目的に沿うものに限定しておりました。これに対してテロ等準備罪は、法律の明文によって、団体のうち、犯罪行為を行うことを目的とする組織的犯罪集団に適用対象を限定したものであります。

したがって、その両者の基本的な考え方は異なるものではありませんが、テロ等準備罪は、解釈ではなく法律の明文で適用対象となる団体を限定した点で、かつての共謀罪とは重要な違いがある。このように考えておりますことを先ほどから申し

上げております。

○階委員 はつきりお答えにならないので、では質問をちよつと変えてお尋ねしますけれども、以前の法案であれば、犯罪の主体になり得た団体で、今回は、組織的犯罪集団という概念が加わったことで主体になり得なくなつたもの、こういうものはあるんですか、ないんですか。そこだけお答えください。

○鈴木委員長 法務省林刑事局長。（階委員「大臣ですよ」と呼ぶ）（発言する者あり）その次に答えます。

○林政府参考人 基本的に、かつての組織的処罰法の改正案での組織的犯罪の共謀罪、これについては、解釈によって、その犯罪を目的とする団体に限定される、このような説明を、その考え方に立って法案を提出いたしました。

しかしながら、それは国会において十分な理解を得られなかった、やはり、それでは犯罪を目的とする団体に限定される、されないということが十分に理解を得られなかったので、今回、その点について不安と懸念を払拭するために、法文の中で、明文で犯罪主体としての組織的犯罪集団に限定をしたということでございます。

○鈴木委員長 階猛君、時間が参りました。御協力をお願いします。

○階委員 時間が来たのでここで終わりますけれども、刑事局長みずから、ルール違反を犯していますよ。衆議院規則第四十五条の二、「委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若

しくは大臣政務官に対して行う。」、第四十五条の三、「委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出頭を求め、その説明を聴く。」となつております。

きょうの私の質問は、組織的犯罪集団という概念は加わつたけれども、従来の政府案と、犯罪の成立する主体は同じなのか違うのか、極めて基本的なことを聞いています。

明確に衆議院規則に違反しているということをお知らせして、私の質疑を終わります。